

令和8年3月定例月議会

令和8年3月24日

総務教育常任委員会

資料

報告事項

案件名	所管局・課	ページ
大見いこいの広場の利活用に係る公募型プロポーザルの実施について	市民活躍課	2
第12次長浜市交通安全計画の作成について(着手)	市民活躍課	4
第2期長浜市スポーツ推進計画の策定について	文化スポーツ課	5

市民協働部

所管委員会	総務教育常任委員会
所管局・課	市民活躍課

大見いこいの広場の利活用に係る公募型プロポーザルの実施について

大見いこいの広場は、長浜市公共施設等総合管理計画に基づき施設を民間に譲渡する方針とし、取組を進めているところです。

令和5年度の中小企業診断士による経営診断では民営による事業運営が可能と判断され、令和6年度にはサウンディング型市場調査を実施し、複数の民間事業者からは様々な利活用の提案がありました。これらを踏まえ、民間事業者の経営ノウハウを生かした運営によって、今後もより地域の活性化に寄与するために、利活用に係る公募型プロポーザルを実施します。

1 これまでの経過

地元説明会：令和6年11月11日（今後の方針について）

総務教育常任委員会：令和6年11月14日（同上）

サウンディング型市場調査：令和6年11月19日～令和7年1月31日

地元説明会：令和7年3月26日（サウンディング型市場調査の結果について）

総務教育常任委員会：令和7年5月15日（同上）

地元説明会：令和7年12月24日（公募の概要について）

2 募集の概要

建 物：無償譲渡

土 地：有償貸付（賃貸借10年・再契約は協議）

選考方法：公募型プロポーザル

譲渡・貸付開始：令和9年4月1日

3 主な条件等

(1) 土地貸付条件

所 在：長浜市木之本町大見 672 番地 他 147 筆

面 積：40,250.06 m²（うち市有地 39,969.06 m²）

※敷地内民有地 281 m²は市が引き続き借り受ける。

貸 付 料：最低貸付価格（544 千円／年額）を設定し応募者が貸付希望価格を提案

貸付期間：10年間（満了後、市と協議し再契約可）

貸付条件：10年間は提案内容に基づく野外活動施設として継続

事業用定期借地権設定契約を締結

返還・リスク分担：

- ・事業者負担で更地にして返還。ただし市が認める場合は、この限りではない。また、事業者投資分の残存価値による買取りはしない。

(2) 建物譲渡条件

譲 渡 内 容：建物・附属設備・備品を無償譲渡

譲 渡 条 件：譲渡後10年間は提案内容に基づく野外活動施設としての機能を継続

改 修：改修はすべて事業者責任・事業者負担

契約不適合責任等：現状有姿で譲渡し、隠れた欠陥を含め、譲渡対象物について市は契約不適合責任その他一切の責任を負わない。

(3) 市の支援制度（交付金）

改修等の支援として交付金を設ける。上限額は 75,000 千円（3 年間の累計）とし、事業者の計画を確認し交付額を決定する。

※建物等の譲渡仮契約の後、本契約及び交付金の予算措置には市議会の議決が必要

4 事業者を求める役割・制約

名称：「大見いこいの広場」の名称継承は任意

地域連携：

- ・ 指定避難場所機能を継続（防災資機材保管場所含む）
- ・ 地元団体への地場産品製造・販売への協力
- ・ 現従業員や地元雇用への配慮

禁止行為：

- ・ 公序良俗に反する使用
- ・ 風営法上の風俗営業・性風俗関連特殊営業
- ・ 一般、産業、特別管理の廃棄物処理業用途

5 事業者選定

選定委員会を設置し、下記評価方法により優先交渉権者、次点候補者を選定します。

(1) 委員構成

- ・ 地元住民、中小企業診断士、税理士、市職員

(2) 評価方法

- ・ 提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより評価
- ・ 総合評価点の最高点者を優先交渉権者、次点を次点候補者

6 今後の予定

募集要項公表：令和 8 年 4 月 1 日（水）

現地見学会：令和 8 年 4 月 22 日（水）

質問締切：令和 8 年 4 月 30 日（木）

参加意向確認書締切：令和 8 年 5 月 27 日（水）

企画提案書提出締切：令和 8 年 6 月 24 日（水）

選考会：令和 8 年 7 月 15 日（水）

市議会提案：令和 8 年 9 月（施設条例改正、無償譲渡、交付金予算措置）

民間運営：令和 9 年 4 月 1 日（木）から

所管委員会	総務教育常任委員会
所管局・課	市民活躍課

第 12 次長浜市交通安全計画の作成について(着手)

1 目的

第 12 次長浜市交通安全計画は、本市における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定により作成するものです。

なお、本計画は、上位計画である滋賀県交通安全計画に基づき、第 11 次交通安全計画の取組結果や課題点等、当市の交通環境及び交通事故の発生状況を踏まえ作成します。

2 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度まで(5 年間)

3 計画作成の検討体制

- ・長浜市交通安全対策会議(会長：市長、委員：国、県、市、警察、消防等)
- ・交通安全対策庁内連絡協議会(市関係課)
- ・長浜市ふるさと交通安全推進協議会
(自治会、高齢者団体、PTA、交通安全協会等)

4 今後のスケジュール

令和 8 年 3 月	総務教育常任委員会(着手報告)
5 月～	庁内連絡協議会
6 月～	交通安全対策会議 ふるさと交通安全推進協議会
8 月	総務教育常任委員会 (中間報告) 庁内意見照会
9 月	総務教育常任委員会 (素案報告)
10 月	パブリックコメント実施
12 月	総務教育常任委員会 (最終案報告) 計画作成、公表

所管委員会	総務教育常任委員会
所管局・課	文化スポーツ課

第 2 期長浜市スポーツ推進計画の策定について

1 目的

スポーツ基本法第 10 条の規定に基づき、令和 7 年度に国スポ・障スポ大会が終了することを一つの区切りとし、これまでの取組を踏まえたうえで国スポ・障スポ後のスポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第 2 期長浜市スポーツ推進計画を策定するものです。

2 これまでの経過

令和 7 年 3 月	総務教育常任委員会（着手報告）
5 月	健康とスポーツに関するアンケート調査（市民 2,500 人）
6 月	庁内ワーキング会議 策定委員会
7 月	庁内ワーキング会議
8 月	策定委員会
9 月	総務教育常任委員会（経過報告） 庁内ワーキング会議
10 月	策定委員会 庁内意見照会
12 月	総務教育常任委員会（パブコメ前報告） パブコメ実施（12 月 17 日～1 月 16 日）
令和 8 年 1 月	策定委員会（最終案確認）

3 パブリックコメントの概要

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 意見件数 | 2 人 7 件 |
| (2) 主な意見と市の見解 | 別紙 1 のとおり |
| (3) 計画案変更箇所 | 次のとおり |

ページ	変更箇所	変更内容
21 ページ	5 スポーツ活動への参加の促進（しょうがい者）	「しょうがいのある方が継続的にスポーツに親しむことができるよう、参加機会の充実に加え、しょうがいの特性を理解した指導者の育成を進め、安心して活動できる環境づくりを推進します」を追記する。
29 ページ	1 役割 (3) スポーツ団体・指導者の役割	「長浜市スポーツ協会の役割」「長浜市スポーツ少年団の役割」「長浜市スポーツ推進委員会の役割」を追記する。

4 第2期長浜市スポーツ推進計画（概要版）・最終案
別紙2のとおり

第2期長浜市スポーツ推進計画(案) パブリックコメントの結果概要

- ・対象計画 第2期長浜市スポーツ推進計画(案)
- ・実施期間 令和7年12月17日から令和8年1月16日(31日間)
- ・意見提出方法 LoGoフォーム、電子メール、郵送、ファクシミリ又は窓口
- ・意見提出者 2人 7件
- ・意見概要等及び意見に対する見解 以下のとおり

連番	ページ	項目	意見概要	意見に対する市の見解
1	20	2 スポーツ活動の充実(中学生～高校)	部活動の地域展開に向けて 1.人口減少・少子化への対応として地域クラブの維持が困難、部活動地域移行の受け皿不足、指導者確保の難しさなど計画案では現状分析はされていますが、人口減少が加速する中で「どの程度の規模でスポーツ環境を維持できるか」という現実的なシミュレーションの記述として、追加記述をしていただきたい。 ①学区単位ではなく「圏域」単位のスポーツ拠点設計 ②交通手段の課題に対する支援策	子ども達が活動する地域クラブについては、生徒数、子ども達のニーズ、中学生を受け入れていただける既存クラブの配置等を考慮し、ご提案にあるように、種目ごとに圏域単位の配置を検討していく予定です。また、指導者の確保や参加者の移動手段については、上記の地域クラブの配置も併せて、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(令和7年12月)」に基づき、本市の実情等を踏まえながら、「長浜市中学生部活動地域展開推進計画」の策定において検討し、子どもたちが多様な活動を体験できる機会の確保と、将来にわたり活動を継続して取り組むことができる地域クラブの仕組みづくりを進めていくため、当該計画には個別具体的な記載はせず原案のままとします。(教育指導課部活動改革推進室)
2	20	2 スポーツ活動の充実(中学生～高校)	部活動の地域展開に向けて 2.移動支援(送迎バス・交通費補助)の制度化 コミュニティバスのスポーツ対応ルートを設定して交通アクセスの向上を図る、スクールバスの兼用、乗り合いタクシーの補助や自転車通行の安全対策(該当:路肩整備)について検討していただきたい。	
3	20	2 スポーツ活動の充実(中学生～高校)	部活動の地域展開に向けて 3.指導者・地域クラブの不足 どれだけ指導者が必要なのか、どのように確保するのか、報酬体系や負担軽減策はどのようにするのかといった素務的な部分を記載していただきたい。その上で以下を検討願う。 ①必要人数の試算を載せる ②指導者を市が雇用する方式にする	
4	24	基本方針2 スポーツを支える環境の整備	スポーツを支える環境を整備するために、施設をどう維持していくのか明確にするべきだと考えます。 1.財源の見直し 計画案では施策の方向性は示されていますが、必要予算の規模、財源の確保の方法、優先順位の明確化などを明示していただきたい。	スポーツ施設の基本方針及び整備計画については令和6年4月に策定した「長浜市スポーツ施設整備基本計画」に記載しており、計画的に進められるよう国庫補助金等の確保に努めます。
5	24	基本方針2 スポーツを支える環境の整備	スポーツを支える環境を整備するために、施設をどう維持していくのか明確にするべきだと考えます。 2.スポーツ実施率向上の目標が高めで、達成可能性に疑問がある。「どの施策がどれだけ効果を生むのか」という根拠が弱く、達成可能性に不透明感があるので、しっかりその点を記載していただきたい。	目標達成に向けた根拠については、特定の施策のみに依存するのではなく、あらゆる施策を複合的に組み合わせることによって生まれる相乗効果を見込んで設定しております。 施策ごとの個別の効果測定については、現時点では困難であるため記載しておりませんが、今後の事業推進の中で各施策の進捗を適切に管理・分析し、目標達成に向けた実効性を確保してまいります。
6	24	基本方針2 スポーツを支える環境の整備	スポーツを支える環境を整備するために、施設をどう維持していくのか明確にするべきだと考えます。 3.参考資料として資料の添付をしていただきたい。 ①種目ごとの受け皿団体の正確な数 ②長浜市のスポーツ施設と対応種目 ③スポーツ推進委員会やスポーツ協会、文化スポーツ振興事業団など、既存の関係団体の組織図や体制 ④人材育成や人材バンクの資料の明記	参考資料の添付については以下のとおりとします。 ①受け皿団体につきましては現在調査を進めている段階であり、現時点では正確な数を示す資料は作成しておりません。 ②スポーツ施設の利用形態や対応可能な種目が多岐にわたることに加え、今後の運営方針や利用状況等により変更が生じる可能性があることから、本計画に添付資料として掲載することは予定しておりません。なお、市内スポーツ施設の概要や利用可能な種目につきましては、市ホームページや各施設の案内等において、引き続き分かりやすい情報提供に努めてまいります。 ③ご意見を踏まえ、29ページ(3)スポーツ団体・指導者の役割に関係団体の役割を追記する修正を行います。 ④対象となる人材の範囲や登録内容、運用方法等が多岐にわたるため、今後の制度設計や運用状況により変更が生じる可能性があることから、本計画において資料として具体的に明記することは予定しておりません。
7	21	5 スポーツ活動への参加の促進(しょうがい者)	障がいのある家族として、誰もがスポーツに親しめるまちを目指す考えに心強さを感じています。一方で、子どもや家族がスポーツをしたいと思っても、障がいの特性を理解し、安心して任せられる指導者が身近にいないことがあります。計画の中に、障がいのある方を支える指導者の育成についても盛り込んでいただければ、継続してスポーツに参加できる環境が広がると感じています。	ご意見を踏まえ、しょうがい者スポーツの指導者育成を進められるよう、21ページ 5「スポーツ活動への参加の促進(しょうがい者)」に『しょうがいのある方が継続的にスポーツに親しむことができるよう、参加機会の充実に加え、しょうがいの特性を理解した指導者の育成を進め、安心して活動できる環境づくりを推進します。』の文言を追記する修正を行います。

第 2 期長浜市スポーツ推進計画【概要版】（案）

1 策定の趣旨

日本社会の少子化や高齢化、スポーツ人口の減少や指導者の高齢化、学校部活動の改革推進など、スポーツを取り巻く環境は大きく変化していることから、前計画の終了と「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025」の経験を踏まえ、誰もがいつまでも様々な形でスポーツ活動に親しむことができるまちづくりを目指し「第 2 期長浜市スポーツ推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 10 条に基づき、国の「第 3 期スポーツ基本計画」及び県の「第 3 期滋賀県スポーツ推進計画」を参酌した「地方スポーツ推進計画」であり、かつ本市の「長浜市総合計画基本構想」を上位計画とした本市におけるスポーツ推進の指針となる計画です。

3 計画の期間

8 年間（令和 8 年度～令和 15 年度）

4 スポーツの範囲

国のスポーツ基本法及び県のスポーツ推進計画における「スポーツの考え方」を基本とし、野球やサッカー、アメフトなどの競技種目やレクリエーション活動のほか、健康のための散歩や体操などの軽い運動、さらに徒歩や自転車による通勤や買い物などの日常生活における活動など、意識的・継続的に行う様々な身体活動をスポーツとして幅広く捉えていきます。

めざす姿

誰もが輝く、健康で活力あふれるスポーツのまち NAGAHAMA

基本方針 1

ライフステージに応じたスポーツの充実

【施策の方向性】

幼児期から高齢期まで、それぞれの発達段階やライフスタイルに合わせて適切な運動を行うことで、心身の健康を促進し、生活の質を高めることができます。

誰もが、それぞれの体力や年齢、興味・目的等に応じて、いつでも、どこでもいつまでもスポーツに親しむことができる「スポーツのまち」を推進します。

【施策】

- 1 遊びや体験を通じたスポーツ機会の充実（幼児期・学童期）
- 2 スポーツ活動の充実（中学校～高校）
- 3 スポーツ参加機会の拡充（働く世代・子育て世代）
- 4 スポーツによる健康な体の維持（高齢期）
- 5 スポーツ活動への参加の促進（しょうがい者）
- 6 スポーツによる家族や仲間との交流

【指標】

指標	現状（令和 6 年度）	目標（令和 15 年度）
自分から進んで戸外へ出たり身体を動かしたりして遊ぼうとする子どもの割合（5 歳児）	83.4%	90.0%
1 週間の総運動時間 60 分未満の割合（小学校 5 年生）	男子 11.2% 女子 22.2%	男子 7.0% 女子 14.0%
新体カテストの合計得点平均値（小学校 5 年生）	男子 51.38 点 女子 51.75 点	男女ともに 53.0 点
スポーツ少年団活動団体数	25 団体	現状維持
成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	54.6%（R5）	70.0%
集団健康教育後に週 1 回以上運動をしている人の割合（後期高齢者）	59.7%	64.0%

基本方針 2

スポーツを支える環境の整備

【施策の方向性】

誰もが興味・関心、適性等に応じてスポーツ活動を始められることができるよう、身近でスポーツを楽しめる環境づくりや見やすくわかりやすい情報の発信を進めます。また、競技団体の活動を支援するとともに、これからの競技力向上を担う人材や質の高い指導者を育成します。

さらに、誰もが安心、安全にスポーツ施設を利用できるよう、施設等の環境整備を進めます。

【施策】

- 1 総合型地域スポーツクラブの活動の充実
- 2 競技スポーツの育成・支援
- 3 スポーツ施設の計画的な整備
- 4 スポーツ関連情報の発信強化

【指標】

指標	現状（令和6年度）	目標（令和15年度）
スポーツ施設利用者数	548,359人	現状維持
学校体育施設開放事業利用件数	5,003件	6,000件

基本方針 3

地域資源を活かしたスポーツの推進

【施策の方向性】

国スポ・障スポ大会開催後の成果を最大限に活かし官民一体となって地域資源や自然環境を活かした「スポーツ大会」や「スポーツ合宿」の誘致を図ります。また、子どもや若者が地域において多様なスポーツに継続して取り組める環境を地域全体で整備していきます。

さらに、行政、企業、地域団体、大学、医療機関、市民などが連携しながらスポーツを起点とした多様な活動を展開します。

【施策】

- 1 国スポレガシーの創出と活用
- 2 子ども・若者が継続的にスポーツに親しむ機会の創出
- 3 連携・協働によるスポーツの推進
- 4 スポーツツーリズムの推進

【指標】

指標	現状（令和6年度）	目標（令和15年度）
スポーツ合宿受入チーム数	3チーム（R5）	15チーム
全国規模大会開催数	8件	15件
部活動（地域クラブ）の外部指導者数	28人	地域指導者200人
大学との連携事業の数 （健康・スポーツの分野）	3事業	8事業
スポーツ体験・交流事業実施数	スポーツ体験事業 6件	スポーツ体験事業 6件
	トップアスリート交流会 3件	トップアスリート交流会 3件
	スポーツ講演会 3校	スポーツ講演会 5校

計画の推進体制

～「スポーツ」を通じた各分野との連携・協働～

本市における地域スポーツ活動を持続可能なものにするために、地域、行政、企業、学校、関連団体等がそれぞれの役割を担い、相互に連携し、さらなるスポーツの推進を図ります。

